

個別施設計画様式

策定年月日 2020/12/25

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	仙台地区向山教職員宿舎	所管所属名称	福利課		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	職員住宅	小分類	教職員宿舎
主要建物概要					
構造	鉄筋コンクリート	用途	職員宿舎	建築日	1998/11/27
経過年数	22	耐用年数	47	目標使用年数	61
運営方式	直営	管理者名称	福利課	全延床面積(㎡)	5937.28
所在地	仙台市太白区向山三丁目15-6				
2 計画期間					
計画期間は令和3年から令和32年までの30年間とする					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	県職員宿舎規則(平成16年宮城県規則12号)教職員宿舎の管理・整備方針(令和5年4月1日教育庁福利課)		必要性の有無	有	
業務内容	県南区域(大河原地方振興事務所及び仙台地方振興事務所の所管区域内の市町村(東松島市及び加美郡を除く))を勤務地とする職員が居住する宿舎				
必要性の判断理由	令和2年で築22年が経過し、他の宿舎と比較して新しい宿舎である。改修により長期間の維持が見込まれる宿舎として施設の必要性は高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	管理に関する基本的な方針を踏まえ、圏域において基幹となる宿舎として大規模改修等を実施し、長寿命化を図る。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和2年に築22年経過となり、他の宿舎と比べて新しい建物となっている。改修状況は、平成25年度に給湯器交換工事、平成30・31年度に法面工事を実施している。その他の施設の損傷については、小破修繕で随時対応してきた。今後は、管理に関する基本的な方針を踏まえ、維持管理を行っていく。				
6 対策内容、時期及び概算費用					
7 財源内訳					